

柏崎市立米山小学校いじめ防止基本方針

柏崎市立米山小学校

平成28年3月18日策定

令和3年4月2日改訂

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめ防止に対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、いじめ防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでもだれでも相談できる体制の整備等をし、学校の内外問わずいじめを未然に防止すること旨として行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者その他関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーによる「いじめ・不登校対策委員会」を設置して、同委員会を定期的開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に対策組織を開催し、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、関係学級担任で早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) わかる授業づくり

- ・「学習のきまり」により学習ルールを徹底する。
(時間を守る、授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など)
- ・ねらいを明確にもち、そのねらいに向かって有効な手立てを講じながら学習を進め、終末に振り返り

をしていく一連の流れに沿った授業を展開する。

- ・授業の中で、互いの意見を認め合えるような場を意図的に設定する。
- ・授業を担当するすべての教員による公開授業（年1回以上）を行う。

全職員による指導案検討、授業参観、授業協議会により、わかる授業づくりに取り組む体制づくりを推進する。

(2) 道徳教育の充実

- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように教育活動全体を通じて指導する。
- ・6月の学習参観日における全校一斉道徳授業の公開と事前の指導案検討会を行う。
- ・「生きる」（新潟県同和教育研究協議会発行の同和教育副読本）を積極的に活用した授業を実施する。

(3) 特別活動の充実

- ・代表委員会や学級活動において、学校・学級の生活向上の諸問題の解決を図る。（全学級）
- ・清掃、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間の触れ合い等、米っ子キッズ活動により、思いやりの気持ちを育てる。（全学級）
- ・中1ギャップ解消をねらいとする三中学校区「深めよう絆」スクール集会へ積極的に参加する。（6年）
- ・児童会活動（米っ子祭り）後にふり返りの時間を設け、感謝の気持ちを伝える活動を実施する。（生活指導部の取組）
- ・児童一人一人がいじめについて考え、いじめをしない、許さない学校づくりのため、いじめゼロスクール集会を実施する。（生活指導部の取組）

(4) 体験学習の充実

- ・ふるさと遠足、海の体験活動、米山登山等を通して、他者や自然・社会との直接的なかかわりを通じたコミュニケーション能力、生命畏敬の念、感動する心、他者を思いやる心を育成する。
- ・奉仕作業等、勤労、福祉、ボランティア体験等の発達段階に応じた計画的な教育活動を充実する。（全校）

(5) 学級づくりの充実

- ・学級活動や朝の会、帰りの会等に互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。
- ・一人一人が活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努める。
- ・児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を実施する。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

- ・いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査を実施する。
学校生活アンケート毎月（翌月10日まで）

(2) 教育相談の実施

- ・全校児童を対象として、学校生活アンケートの結果をもとに、教育相談を行う。
- ・記名のアンケート4回、無記名のアンケート8回行う。

(3) 子どもを語る会およびいじめ・不登校対策委員会の実施

- ・学級及び児童の様子について、全職員で共通理解を図る。
- ・子どもを語る会、不登校対策委員会を月1回ずつ行う。

(4) 学級だよりや連絡帳の活用

- ・学級だよりや連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を築く。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合（アンケート含む）、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ・不登校対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は、「いじめ認知報告書」（様式1）及び必要に応じて「いじめ状況報告書」（様式2）を市教委学校教育課に提出する。※緊急度の高い場合には、速やかに市教委学校教育課に一報を入れ、指示を受ける。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ・不登校対策委員会を中核に、教育委員会と連携として、以下の事項に留意し初期調査を実施する。
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する必要があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）
 - ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 いじめの解消の基準

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただしこれらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、新進の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

8 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

(1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解の研修、外部の指導者を招いての研修、生活指導に関する校外での研修の推進）

(2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

P T Aの会合等を利用し、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者が学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

9 いじめ防止の年間計画

いじめ・不登校対策委員会が中核となって行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

10 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容の評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

11 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針を家庭・地域に配布するとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、学校の内いじめに係る方針の周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取り組む体制づくりに努める。

- ・ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- ・適時、学年懇談会等での話し合いを行う。

いじめ防止対策推進法

第九条（保護者の責務等）

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。